

オーテピア高知図書館フロア業務における公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

オーテピア高知図書館フロア業務

(2) 目的

多数の人手を要する資料の出納・集配・整理などのフロア関連業務を、図書館業務の実績を有する業者に委託することにより、図書館サービスの質の向上を図り、かつ、図書館専門職である司書を課題解決支援サービス等の本来業務に集中させるために、フロア業務を委託しようとするもの。

(3) 業務内容

別紙「オーテピア高知図書館フロア業務仕様書」のとおり

(4) 委託業務の履行期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

※ 契約締結日は令和7年12月下旬から令和8年1月上旬を予定

(5) 事業費限度額

792,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、令和8年度においての支払限度額 118,800,000円

令和9年度においての支払限度額 158,400,000円

令和10年度においての支払限度額 158,400,000円

令和11年度においての支払限度額 158,400,000円

令和12年度においての支払限度額 158,400,000円

令和13年度においての支払限度額 39,600,000円

この金額以下の請負金額で委託業務を受注し、自ら責任をもって確実に実施可能な提案を行うこと。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等

本プロポーザルに参加する者は、公告日において次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体であることとする。ただし、公告日から契約相手方の候補者決定までの間に資格要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

(1) 法人格を有する者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者。

(3) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者。

(6) 役員又は使用人等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者。

(7) 健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者。

(8) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納（未納）していない者。

- (9) 平成27年4月1日から公告日までにおいて、蔵書が25万点以上ある公共又は大学図書館において、本業務と同等の内容を含む図書館運営業務受託実績がある者。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを付与されていること。

その他（失格等に関する事項）

- (1) 次のいずれかに該当することが明らかになったときは、失格となることがある。
- ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ・提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - ・選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。
- (2) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- ・参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

3 委託候補者選定方法

当該業務に係る提案事業者を募集し、提出された提案を本市が設置する「オーテピア高知図書館フロア業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された候補者を選定する。

4 実施スケジュール（予定）

実施内容	日 程
現地説明会参加申込期限	令和7年8月27日（水）
現地説明会	令和7年9月2日（火）
質疑書の提出期限	令和7年9月5日（金）
質疑回答日	令和7年9月11日（木）
参加意向申出書の提出期限	令和7年9月18日（木）
参加資格確認結果の通知	令和7年9月下旬から10月上旬
提案書の提出期限	令和7年10月15日（水）
選定委員会の審査（プレゼンテーション）	令和7年10月24日（金）
審査結果の通知	令和7年11月中旬
契約締結	令和7年12月下旬から令和8年1月上旬

5 現地説明会 ※本プロポーザルに参加しようとする者は、説明会への参加を必須とする。

- (1) 日時
令和7年9月2日（火） 午後1時30分から
- (2) 場所
オーテピア 4階 研修室 （高知市追手筋二丁目1番1号）
- (3) 申込書類
オーテピア高知図書館フロア業務説明会参加申込書（様式第1号）
- (4) 申込方法
持参、FAX又は電子メールにより申し込むこと。 ※FAX又は電子メールで提出する場合は、申込み後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、会場の都合により、参加人数は1事業者あたり3人以内とする。

(5) 提出期限

令和7年8月27日（水） 午後5時（必着）

(6) 提出先

「11 提出・問合せ先」と同じ。

6 質疑・回答

(1) 提出書類

オーテピア高知図書館フロア業務における公募型プロポーザルに関する質疑書（様式第2号）

(2) 提出方法

持参，FAX又は電子メールにより提出すること。 ※FAX又は電子メールで提出する場合は，提出後，電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和7年9月5日（金） 午後5時（必着）

(4) 提出先

「11 提出・問合せ先」と同じ。

(5) 回答方法

令和7年9月11日（木）中に，市（図書館・科学館課）のホームページに掲載する。

(6) 注意事項

本プロポーザルに関する質疑は，原則としてこの質疑書のみによるものとし，電話，口頭などでの問合せや受付期間外の質疑は受け付けない。

7 参加意向申出書等の提出

(1) 提出書類

様式等	提出部数
① 参加意向申出書（様式第3号）	各1部
② 企業の概要（様式第4号）	
③ 業務実績調書（様式第5号）	
④ ③に記載した業務実績を証し得る契約書及び仕様書の写し等	
⑤ プライバシーマークの登録証の写し	
⑥ 納税証明書等	
⑦ 委任状（委任先がある場合）（様式第7号）	
⑧ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第8号）	
⑨ 登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部事項証明書）	
⑩ 財務諸表（直近1事業年度分の決算書類）	

※ 本市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有する者は，⑥～⑩の書類は提出不要

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし，①～⑩は各1部を持参（月曜，祝日を除く日の午前9時30分から午後5時までを受付時間とする。）又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

(3) 提出期限

令和7年9月18日（木） 午後5時（必着）

(4) 提出先

「11 提出・問合せ先」と同じ。

(5) 留意事項

ア 本提出書類は，審査の際にも使用する。

イ 「(1)ー⑤」は、保有する最新の登録証の写しを添付すること。また、更新手続中の場合は、プライバシーマーク付与適格性に係る申請書類の受領書の写しも添付すること。

ウ 「(1)ー⑥」において提出する書類は、次のとおりとする。

(ア) 市町村税に係る納税証明書（写し可）

公告日までに納期が到来する市町村税について、本社（支店等へ委任する場合は委任先）の所在地の市町村が発行する 滞納がないことが分かる証明書を提出すること。

滞納がないことが分かる証明書が発行されない市町村については、課税されている納期到来分の 直近 2 事業年度（2 年間分）の納税証明書を提出すること。

(イ) 都道府県民税に係る納税証明書（写し可）

公告日までに納期が到来する市町村税について、本社（支店等へ委任する場合は委任先）の所在地の都道府県が発行する 滞納がないことが分かる証明書を提出すること。

滞納がないことが分かる証明書が発行されない都道府県については、課税されている納期到来分の 直近 2 事業年度（2 年間分）の納税証明書を提出すること。

(ウ) 国税に係る納税証明書【その 3】（写し可）

公告日までに納期が到来する国税について、本社所在地を管轄する税務署が発行する未納税額のない証明書【証明書の種類：その 3】を提出すること。

証明が必要な税目は次のとおり。

法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）

(エ) 社会保険料納入証明書（写し可）／社会保険料納入確認（申請）書（様式第 6 号）

委任先の支店等が適用事業所になっている場合は、委任先に係るものが必要です。

公告日までの直近 2 年間に納期が到来する健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金について、年金事務所が発行する社会保険料納入証明書又は高知市様式（様式第 6 号）に確認印が押印されたものを提出すること。領収書は不可。

エ 官公署等の証明書類は、申請日からさかのぼって 3 か月以内に発行されたものに限る。

オ 「(1)ー⑩」は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の写しを提出すること。

(6) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

8 提案書の提出等

資格確認結果通知により、参加資格を有すると認められた者は、別途定める「オーテピア高知図書館フロア業務公募型プロポーザル実施提案書作成要領」に基づき、提案書を作成し提出すること。

9 審査及び審査項目等

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により非公開で審査を実施する。

ア 1 次審査

参加資格要件の確認のための資格審査を実施し、提案書の提出者を選定。

イ 2 次審査

プレゼンテーションを実施し、審査基準に基づいて審査する。なお、2 次審査の対象となる提案者は、本業務に関する公募型プロポーザル募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを適正に作成して提出した者とする。

(ア) 実施予定日

令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 2 時

(イ) 実施場所

オーテピア 4 階 ホール（高知市本迫手筋二丁目 1 番 1 号）

- (ウ) 出席者
3名以内とする。
なお、プレゼンテーションは、提案書を基に本業務の責任者が行うこと。
- (エ) 持ち時間
プレゼンテーションの時間は、デモンストレーションの時間も含め1者につき説明20分、質疑応答20分を予定している。
- (2) 審査実施主体
審査は選定委員会が行う。構成は、委員長、副委員長及び委員3名の合計5名である。
- (3) 審査基準
 - ア 1次審査の参加資格要件確認は、「2 公募に参加する者に必要な資格に関する要件等」のとおりとする。
 - イ 2次審査の評価基準は、別記「審査及び評価基準」のとおりとする。
- (4) 候補者の決定
選定委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を候補者とする。ただし、最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの提案者が1者のみの場合においても、最低基準点以上でなければ決定しない。
なお、審査の総得点が同点の場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とする。また、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。
また、候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする（次点者についても、候補者と同様に最低基準点（総得点が満点の60%）以上の者だけを対象とする）。
- (5) 審査結果通知
審査結果は、全提案者に書面で通知する。また、選定結果の通知時に、候補者の名称・所在地、総得点、その他の参加者の総得点（名称は公表しない）を市（図書館・科学館課）のホームページで公表する。
- (6) 契約締結
 - ア (3)イにより選定された契約候補者と、提出された提案書の内容をもとに契約締結に向けての交渉を行う。
 - イ 当該交渉が整ったときには契約の締結に向けた手続に進み、交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と改めて交渉を行うものとする。
 - ウ なお、契約の締結に際しては、提案の詳細について別途協議・調整の上、提案の内容を一部変更して契約することがある。
 - エ 別途協議・調整が整った後に、契約の相手方となる者は、詳細な経費を積算した見積書を再度提出すること。

10 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。また、提案報酬は支払わない。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る資格を失うものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ウ 提出した書類に不備があった、又は指示した事項に違反したとき。
 - エ 選定委員会、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (3) 契約相手方の候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 本市指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。

- (4) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (5) 提出された書類は、対案者に無断でプロポーザル以外に使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査及び説明並びに公表のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 参加意向申出書、提案書、参考見積書等の提出期限後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 提出された書類等は、高知市行政情報公開条例（平成12年12月26日条例第68号、以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容で条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第9号）を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (9) 申込み受理後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。なお、参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。
- (10) 選定結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。
- (11) 候補者との契約締結後、次に掲げる事項を市（図書館・科学館課）ホームページで公表する。
 - ア 業務概要
 - イ 契約相手方の名称及び所在地
 - ウ 契約締結日
 - エ 契約金額
 - オ その他必要な事項
- (11) 応募に必要な書類の様式及び要領等は市（図書館・科学館課）ホームページに、令和7年8月19日（火）から候補者決定まで掲載する。
- (12) 当該業務は、本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。（※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照）

11 提出・問合せ先

〒780-0842

高知市追手筋二丁目1番1号

オーテピア高知図書館

高知市教育委員会 図書館・科学館課

担 当 ： 溝渕／川村（紀）／川村（美）／横川

T E L ： 088-823-4946

F A X ： 088-823-9352

E-mail ： kc-201000@city.kochi.lg.jp

ホームページ： <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/85/>

【別記】 オーテピア高知図書館フロア業務における公募型プロポーザル 審査及び評価基準

審査項目		審査の視点	配点
大項目	小項目		
(1) 概要及び基本方針	① 本業務に関する基本方針及び取組み意欲	本業務の目的、役割をどれだけ理解しているか、また、業務実施にあたっての基本方針の内容がどれだけ充実しているか。	20
	② オーテピア高知図書館との連携	オーテピア高知図書館との連携のもとに、委託業務が円滑に実施されるような提案を行っているか。	
	③ 業務開始までのスケジュール及びプロジェクト体制	業務開始（令和8年7月1日～）までのスケジュール（従事者確保、研修など）及びプロジェクト体制が無理なく計画されているか。	
(2) 業務の実施体制	① 業務実施体制	図書館サービスについて一定の水準を維持し、事業を正確かつ安定的に実施するための体制を確立できるか。	35
	② 統括責任者の配置	統括責任者及び副統括責任者として適切な人材をどの程度まで配置できるか。	
	③ 従事者の雇用計画	人材確保の方針を確立しているか。また、従事者の労働に関する権利等について考慮した提案を行っているか。	
		地元雇用への配慮がなされているか。	
	④ 業務のサポート体制	突発的に従事者が勤務不可能になった場合など、不測の事態でも各業務の継続に支障がないようサポート体制が整っているか。	
		高知市内又は高知県内に主たる事業所（本社）又は委任を受けた支社、支店、営業所等を有しているか。	
(3) 業務の管理体制	① 業務管理体制	業務上の問題点を分析した上で、従事者間で情報を共有し、かつ高知市教育委員会（高知市立市民図書館）に報告を行う適切な体制が調っているか。	20
		個人情報保護やセキュリティ対策について、適切な内容の提案がなされているか。	
		著作権法等関係法令の遵守や人権の保護、接遇の向上等にかかる適切な取組みが提案されているか。	
		利用者から意見・要望・苦情が寄せられた場合の具体的な処理方策がどこまで充実しているか。	
	② 職員としての資質向上計画及び研修	個人情報保護やセキュリティ対策、及び法令の遵守や人権の保護、接遇の向上を含んだ、職員資質向上のための十分な教育及び研修計画を示しているか。	
	③ リスク管理	コンプライアンス確保のための、職員に対する啓発をどのように計画しているか。	
		事故や災害の予防に関する考え方や、発生時における体制の構築などについて、どのような計画を示しているか。	

(4) 受託実績	① 過去の図書館業務受託件数	これまでの公共図書館，又は大学図書館の運営業務についての受託実績が何件かあり，知識と経験を蓄積してきたか。	10
	② 過去の図書館業務受託内容	これまでの公共図書館，又は大学図書館運営業務の受託内容に照らし，オーデピア高知図書館フロア業務の受託にふさわしい能力を有していると考えられるか。	
(5) その他の取組	① 視聴覚資料コーナーの展開	視聴覚資料コーナーの運営において，利用者へどのようにサービスを提供していくか。	5
(6) 見積金額	① 見積金額	効率的かつ可能な範囲での提案がなされているか。	20
合 計			110